

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則……(総務局総合防災部防災管理課…)

○窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱……(デジタルサービス局戦略部デジタル改革課…)

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年四月八日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二百二十三号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十八年東京都規則第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「吏員」を「職員」に改め、「し、及び押印」を削る。

別表第一避難所及び応急仮設住宅の供与の部避難所の項費用の種類及び限度額等の欄第一号を次のように改める。

一 避難所設置のため支出できる費用は、一人一日当たり三百三十円とし、その費用の種類は次に掲げるとおりとする。

(一) 法第四条第一項第一号の避難所 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費

(二) 法第四条第二項の避難所 災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金及び光熱水費

別表第一避難所及び応急仮設住宅の供与の部避難所の項救助の期間の欄中「避難所」を「法第四条第一項第一号の避難所」に、「とする」を「とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とする」に改め、同表被災した住宅の応急修理の項中「一月以内」を「三月以内(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内)」に改め、同表救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の項救助の対象及び方法の欄(一)中「被災者」の下に「(法第四条第二項の救助にあつては避難者)」を加える。

別表第二 一の部左官の項中「二七、七〇〇円」を「二八、一〇〇円」に改め、同部及び職の項中「二七、三〇〇円」を「二七、九〇〇円」に改める。

別記第一号様式表中「㉔」及び「㉕」を削り、同様式(注)を削り、同様式(裏)中「㉔」を「㉕」に、「第31条」を「第32条」に改める。

別記第二号様式中「㉔」及び「㉕」を削り、同様式(注)を削る。

別記第四号様式中「㉔」及び「㉕」を削る。

別記第六号様式を次のように改める。

第6号様式(第7条関係)

年 月 日

実 費 弁 償 請 求 書

東京都知事 殿

住 所
(所在地)

職 業 名

電 話

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、事業の種類、名称、代表者氏名及び電話)

連絡先

氏 名

電 話

(法人その他の団体の担当者その他連絡可能な方の氏名及び電話)

次のとおり請求する。

金 円

内訳 別紙明細書のとおり

請求理由
災害救助法第7条第5項の規定による実費弁償として、次の事実によつて上記金額を請求します。

1 従事した業務

2 従事した期間

3 従事した場所

4 公用合書発付番号及び年月日

年 月 日から
年 月 日まで
日間

年 月 日第 号

(日本産業規格 A 列 4 番)

別記第七号様式中「㊦」及び「㊧」を削り、同様式注を削る。
別記第八号様式中「㊦」及び「㊧」を削り、同様式注を削る。
別記第八号様式の二中「㊦」及び「㊧」を削り、同様式注を削る。
別記第九号様式中「㊦」及び「㊧」を削り、同様式注を削る。
別記第十号様式中「㊦」及び「㊧」を削り、同様式注を削る。
別記第十二号様式中「㊦」を削る。
別記第十三号様式を次のように改める。

第13号様式(第12条関係)

年 月 日
損失補償請求書

東京都知事 殿

住所
(所在地)
職業名
氏名
電話番号
(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、事業の種類、名称、代表者氏名及び電話番号)
連絡先
氏名
電話番号

災害救助法第9条第2項において準用する同法第5条第3項の規定による損失補償を、次のとおり請求します。

金 円

内訳 損失補償額算出明細書及び受領調書の写しのとおり

請求理由

公用金書発行番号及び年月日 年 月 日第 号

(日本産業規格 A 列 4 番)

別記第十五号様式中「㉒」を削る。

別記第十六号様式から第十八号様式までの規定中「㉓」を削る。

別記第十九号様式中「㉔」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱の公告について

窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱(平成六年九月三十日付公告)の一部を改正したので、次のとおり公告する。

令和四年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

第三条中「別表16 港湾局」を「別表14 港湾局」に改める。

別表二都民安全推進本部を削り、別表三総務局中1の項から7の項までを8の項から14の項までとし、8の項の前に次のように加える。

1	公文書開示請求	東京都情報公開条例第5条	総務部情報公開課	14			2	東京都情報公開条例第12条で処理期間を規定（翌日から起算し土・日を含む。）
2	保有個人情報開示請求	東京都個人情報の保護に関する条例第12条第1項	総務部情報公開課	14			2	東京都個人情報の保護に関する条例第14条で処理期間を規定（翌日から起算し土・日を含む。）
3	保有個人情報訂正請求	東京都個人情報の保護に関する条例第18条第1項	総務部情報公開課	30			2	東京都個人情報の保護に関する条例第20条で処理期間を規定（翌日から起算し土・日を含む。）
4	保有個人情報利用停止請求	東京都個人情報の保護に関する条例第21条の3第1項	総務部情報公開課	30			2	東京都個人情報の保護に関する条例第21条の6で処理期間を規定（翌日から起算し土・日を含む。）
5	保有特定個人情報開示請求	東京都特定個人情報の保護に関する条例第26条第1項	総務部情報公開課	14			2	東京都特定個人情報の保護に関する条例第28条で処理期間を規定（翌日から起算し土・日を含む。）
6	保有特定個人情報訂正請求	東京都特定個人情報の保護に関する条例第35条第1項	総務部情報公開課	30			2	東京都特定個人情報の保護に関する条例第38条（翌日から起算し土・日を含む。）
7	保有特定個人情報利用停止請求	東京都特定個人情報の保護に関する条例第41条第1項	総務部情報公開課	30			2	東京都特定個人情報の保護に関する条例第44条（翌日から起算し土・日を含む。）

別表三総務局を別表二総務局とし、別表四財務局を別表三財務局とし、別表五デジタルサービス局を別表四デジタルサービス局とし、別表六主税局 5 の項中「（普通徴収分）」や「環境性能割」及び「第162条」や「第167条」並びに「第82条、第83条、第84条」や「第76条」並びに「第9条」の項中「（証紙徴収分）・自動車取得税」や「種別割（普通徴収分・証紙徴収分）」並びに「第162条」や「第177条の17」並びに「第82条、第83条、第84条、地方税法第128条、

東京都都税条例第103条」や「第85条の4、第85条の5、第85条の6」並びに「同表13の項中「第35条第1項第3号」の次に「、第4号」を加え、同表15の項中「第72条の33の2」や「第72条の33」並びに「支庁」の次に「、課税部」を加え、同表19の項中「支庁」の次に「、課税部」を加え、同表21の項中「事業所税」の次に「、都民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割」を加え、「東京都都税条例施行規則第47条の4第1項」や「地方税法第747条の2」に改め、同表を別表五主税局とし、同表の次に次の表を加える。

別表6 生活文化スポーツ局

項番	事務名	根拠法令等	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期間 内の日数)	区分	備考
1	特例民法法人の残余財産の処分の許可	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第95条	都民生活部管理法人課	15			1	
2	公益信託の許可	公益信託ニ関スル法律第2条	都民生活部管理法人課	15			1	
3	公益信託受託者の辞任の許可	公益信託ニ関スル法律第7条	都民生活部管理法人課	10			1	
4	公益信託の変更又は併合若しくは分割の許可	公益信託ニ関スル法律第6条	都民生活部管理法人課	10			1	
5	特定公益信託であることの証明	所得税法第78条第3項、法人税法第37条第5項	都民生活部管理法人課	10			1	
6	認定特定公益信託であることの認定	所得税法施行令第217条の2、法人税法施行令第77条の4	都民生活部管理法人課	10			1	
7	税額控除に係る証明	租税特別措置法施行令第28条の28の2第1項	都民生活部管理法人課	10			1	
8	宗教法人の設立(規則の認証)	宗教法人法第14条第1項	都民生活部管理法人課	90			1	宗教法人法第14条第4項及び文化庁通知で処理期間を規定(休日を含む。)
9	宗教法人の規則変更の認証	宗教法人法第28条第1項	都民生活部管理法人課	90			1	宗教法人法第28条第2項により準用する同法第14条第4項及び文化庁通知で処理期間を規定(休日を含む。)
10	宗教法人の合併の認証	宗教法人法第39条第1項	都民生活部管理法人課	90			1	宗教法人法第39条第2項により準用する同法第14条第4項及び文化庁通知で処理期間を規定(休日を含む。)

別表6 生活文化スポーツ局

項番	事務名	根拠法令等	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期間 内の日数)	区分	備考
11	宗教法人の任意解散の認証	宗教法人法第46条第1項	都民生活部管理法人課	90			1	宗教法人法第46条第2項により運用する同法第14条第4項及び文化庁通知で処理期間を規定（休日を含む。）
12	公益法人等に関する諸報告の受理	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第13条、22条、24条、26条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第125条第3項、第126条、第127条第3項	都民生活部管理法人課	1			3	
13	特定非営利活動法人設立の認証	特定非営利活動促進法第10条	都民生活部管理法人課	60			1	特定非営利活動促進法第10条第2項及び第12条第2項で処理期間を規定（休日を含む。）
14	特定非営利活動法人定款の変更	特定非営利活動促進法第25条第3項、第4項	都民生活部管理法人課	60			1	特定非営利活動促進法第25条第5項により運用する同法第10条第2項及び第12条第2項で処理期間を規定（休日を含む。）
15	特定非営利活動法人合併の認証	特定非営利活動促進法第34条第3項、第4項	都民生活部管理法人課	60			1	特定非営利活動促進法第34条第5項により運用する同法第10条第2項及び第12条第2項で処理期間を規定（休日を含む。）
16	特定非営利活動法人解散の認定	特定非営利活動促進法第31条第2項、第3項	都民生活部管理法人課	60			1	休日を含む。

別表6 生活文化スポーツ局

項番	事務名	根拠法令等	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期間 内の日数)	区分	備考
17	特定非営利活動法人残余財産譲渡の 認証	特定非営利活動促進法第32条第2項	都民生活部管理法人課	60			1	休日を含む。
18	特定非営利活動法人の認定	特定非営利活動促進法第44条	都民生活部管理法人課	125			1	
19	特定非営利活動法人の特例認定	特定非営利活動促進法第58条	都民生活部管理法人課	125			1	
20	一般旅券の新規発給	旅券法第5条第1項、第10条第1項、第 11条	都民生活部旅券課及び各分 室	6			1	旅券法第13条に該当す る場合を除く。
21	紛失一般旅券等届出書の提出を伴う 新規発給	旅券法第17条第1項	都民生活部旅券課及び各分 室	6			1	旅券法第13条に該当す る場合を除く。
22	査証欄の増補	旅券法第12条第1項	都民生活部旅券課及び各分 室	2			1	・午後2時30分までに 申請を受け付けたもの は1日 ・一般旅券の新規発給 及び紛失一般旅券等届 出書の提出を伴う新規 発給の申請と同時に う場合は、本件の処理 期間はそれぞれの期間 に含まれる。
23	東京ウイメンズプラザ施設等の使用 承認	東京ウイメンズプラザ条例第4条第1 項	東京ウイメンズプラザ	1			2	
24	東京ウイメンズプラザ施設等の使用 料の減額	東京ウイメンズプラザ条例第11条	東京ウイメンズプラザ	1			2	
25	自転車貨物運送事業者の登録	東京都自転車の安全で適正な利用の 促進に関する条例第31条第1項	都民安全推進部総合推進課	25			3	
26	自転車貨物運送事業者の登録事項の 変更	東京都自転車の安全で適正な利用の 促進に関する条例第32条第2項	都民安全推進部総合推進課	15			3	
27	自転車貨物運送事業者の登録の抹消	東京都自転車の安全で適正な利用の 促進に関する条例第32条第2項、第33 条第3項	都民安全推進部総合推進課	5			3	

別表6 生活文化スポーツ局

項番	事務名	根拠法令等	処理機関	標準処理 期間 (日)	經由機関 又は 受付機関	經由日数 (標準処理期間 内の日数)	区分	備考
28	自転車旅客運送事業者の登録	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第35条第1項	都民安全推進部総合推進課	25			3	
29	自転車旅客運送事業者の登録事項の変更	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第35条第2項	都民安全推進部総合推進課	15			3	
30	自転車旅客運送事業者の登録の抹消	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第35条第2項	都民安全推進部総合推進課	5			3	
31	自転車貸付事業者の登録	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第36条第1項	都民安全推進部総合推進課	25			3	
32	自転車貸付事業者の登録事項の変更	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第36条第2項	都民安全推進部総合推進課	15			3	
33	自転車貸付事業者の登録の抹消	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第36条第2項	都民安全推進部総合推進課	5			3	
34	消費生活協同組合の員外利用許可	消費生活協同組合法第12条第4項	消費生活部取引指導課	10			1	
35	消費生活協同組合の定款変更認可	消費生活協同組合法第40条第4項	消費生活部取引指導課	10			1	
36	消費生活協同組合の共済事業の規約設定・変更・廃止の認可	消費生活協同組合法第40条第5項	消費生活部取引指導課	10			1	
37	消費生活協同組合の設立認可	消費生活協同組合法第58条	消費生活部取引指導課	20			1	
38	消費生活協同組合の解散の認可	消費生活協同組合法第62条第2項	消費生活部取引指導課	20			1	
39	消費生活協同組合の解散組合の継続認可	消費生活協同組合法第63条第1項	消費生活部取引指導課	20			1	
40	消費生活協同組合の合併認可	消費生活協同組合法第69条第1項	消費生活部取引指導課	20			1	

別表6 生活文化スポーツ局

項番	事務名	根拠法令等	処理機関	標準処理 期間 (日)	經由機関 又は 受付機関	經由日数 (標準処理期間 内の日数)	区分	備考
41	健康増進型公衆浴場改築支援補助	健康増進型公衆浴場改築支援補助要綱	消費生活部生活安全課	20			3	
42	公衆浴場クリーンエネルギー化推進事業補助	公衆浴場耐震化促進支援事業及びクリーンエネルギー化等推進事業補助要綱	消費生活部生活安全課	15			3	
43	公衆浴場耐震化促進支援事業補助	公衆浴場耐震化促進支援事業及びクリーンエネルギー化等推進事業補助要綱	消費生活部生活安全課	15			3	
44	公衆浴場改善資金利子補助	東京都公衆浴場改善資金利子補助要綱	消費生活部生活安全課	20			3	
45	私立学校経常費補助	東京都私立学校教育助成条例第3条第1項	私学部私学振興課	30			2	
46	私立特別支援学校等経常費補助	東京都私立学校教育助成条例第3条第1項	私学部私学振興課	30			2	
47	私立通信制高等学校経常費補助	東京都私立学校教育助成条例第3条第1項	私学部私学振興課	30			2	
48	私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助	私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱	私学部私学振興課	30			3	
49	私立幼稚園教育振興事業費補助	私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱	私学部私学振興課	30			3	
50	私立幼稚園特別支援教育事業費補助	私立幼稚園特別支援教育事業費補助金交付要綱	私学部私学振興課	30			3	
51	私立専修学校教育振興費補助	私立専修学校教育振興費補助金交付要綱	私学部私学振興課	30			3	
52	私立外国人学校教育運営費補助	私立外国人学校教育運営費補助金交付要綱	私学部私学振興課	30			3	
53	産業・理科教育施設整備費補助	産業・理科教育施設整備費補助金交付要綱	私学部私学振興課	30			3	

別表6 生活文化スポーツ局

項番	事務名	根拠法令等	処理機関	標準処理 期間 (日)	經由機関 又は 受付機関	經由日数 (標準処理期間 内の日数)	区分	備考
54	進学奨励事業償還に係る異動届(死亡、転居、改氏名(ほか))	東京都高等学校・大学等進学奨励事業実施要綱	私学部私学振興課	7			3	
55	東京都育英資金償還に係る異動届(保証人変更、転居、改氏名、猶予、免除及び死亡)	東京都育英資金貸付条例施行規則第12条、第19条、第20条、第21条(東京都育英資金条例施行規則(平成17年東京都規則第34号)附則第2項に明記)	私学部私学振興課	10			3	
56	私立高等学校都内生就学促進補助	私立高等学校都内生就学促進補助金交付要綱	私学部私学振興課	60			3	
57	私立幼稚園預かり保育推進補助	私立幼稚園預かり保育推進補助金交付要綱	私学部私学振興課	60			3	
58	私立学校安全対策促進事業費補助	私立学校安全対策促進事業費補助金交付要綱	私学部私学振興課	90			3	国庫補助と連動するため、現地調査を要するため
59	私立専修学校特別支援教育事業費補助	私立専修学校特別支援教育事業費補助金交付要綱	私学部私学振興課	30			3	
60	私立専修学校教育環境整備費補助	私立専修学校教育環境整備費補助要綱	私学部私学振興課	30			3	
61	高等学校等就学支援金の受給資格の認定	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条	私学部私学振興課	60	私学財団	46	1	
62	東京都私立高等学校就学支援金学校事務費補助	東京都私立高等学校就学支援金学校事務費補助交付要綱	私学部私学振興課	25			3	
63	東京都私立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定	東京都私立高等学校学び直し支援金交付要綱	私学部私学振興課	60	私学財団	46	3	
64	東京都私立高等学校等専攻科支援金の受給資格の認定	東京都私立高等学校等専攻科支援金交付要綱	私学部私学振興課	70			3	審査及び不備対応のため、交付決定を行うため
65	私立都認可外通信制高等学校在学学生授業料助成金の受給資格の認定	私立都認可外通信制高等学校在学学生授業料助成金交付要綱	私学部私学振興課	35	私学財団	25	3	

別表6 生活文化スポーツ局

項番	事務名	根拠法令等	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期間 内の日数)	区分	備考
66	私立学校被災生徒等臨時支援金事業	私立学校被災生徒等臨時支援金交付要綱	私学部私学振興課	100			3	申請期間を年3回に区分し、処理及び交付決定を行うため
67	私立学校被災生徒等授業料等減免補助金事業	高校生就学支援金事業実施要領第31(4)、東京都私立学校教育助成条例、私立学校被災生徒等授業料減免補助金交付要綱	私学部私学振興課	60			3	申請期間は2か月間(年2回)で、その翌月末に交付決定を行うため
68	私立専修学校・各種学校被災生徒等授業料等減免補助金事業	高校生就学支援金事業実施要領第31(4)、東京都私立学校教育助成条例、私立専修学校、各種学校被災生徒等授業料減免補助金交付要綱	私学部私学振興課	60			3	申請期間は2か月間(年2回)でその翌月末に交付決定を行うため
69	私立専修学校授業料等減免費用負担金の機関要件確認	大学等における修学の支援に関する法律第7条第2項	私学部私学振興課	60			3	
70	私立専修学校授業料等減免費用負担金の交付	大学等における修学の支援に関する法律第10条、私立専修学校授業料等減免費用負担金交付要綱	私学部私学振興課	45			3	
71	学校法人の寄附行為認可	私立学校法第31条第1項	私学部私学行政課	360			1	私立学校の設置認可が条件となる。
72	学校法人の寄附行為の補充	私立学校法第32条第1項	私学部私学行政課	360			1	学校法人の寄附行為認可に準ずる。
73	学校法人の寄附行為変更認可	私立学校法第45条第1項	私学部私学行政課	60			1	私立学校に係る認可が条件となる。
74	学校法人の寄附行為変更届	私立学校法第45条第2項	私学部私学行政課	6			3	
75	学校法人解散認可・認定	私立学校法第50条第2項	私学部私学行政課	60			1	私立学校審議会の意見を聴くため
76	学校法人合併認可	私立学校法第52条第2項	私学部私学行政課	60			1	学校法人の寄附行為変更認可に準ずる。

別表6 生活文化スポーツ局

項番	事務名	根拠法令等	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期間 内の日数)	区分	備考
77	学校法人仮理事選任	私立学校法第40条の4	私学部私学行政課	30			1	
78	学校法人特別代理人選任	私立学校法第40条の5	私学部私学行政課	30			1	
79	私立学校法第64条第4項の法人の寄附行為認可	私立学校法第31条第1項	私学部私学行政課	360			1	私立専修学校・各種学校の設置認可が条件となる。
80	準学校法人の寄附行為の補充	私立学校法第32条第1項	私学部私学行政課	360			1	私立学校法第64条第4項の法人の寄附行為認可に準ずる。
81	私立学校法第64条第4項の法人の寄附行為変更認可	私立学校法第45条第1項	私学部私学行政課	60			1	私立専修学校・各種学校に係る認可が条件となる。
82	私立学校法第64条第4項の法人の寄附行為変更届	私立学校法第45条第2項	私学部私学行政課	6			3	
83	私立学校法第64条第4項の法人の解散認可・認定	私立学校法第50条第2項	私学部私学行政課	60			1	私立学校審議会の意見を聴くため
84	準学校法人合併認可	私立学校法第52条第2項	私学部私学行政課	60			1	私立学校法第64条第4項の法人の寄附変更行為認可に準ずる。
85	準学校法人の法人仮理事選任	私立学校法第64条第5項	私学部私学行政課	30			1	
86	準学校法人の法人特別代理人選任	私立学校法第64条第5項	私学部私学行政課	30			1	
87	学校法人・準学校法人組織変更認可	私立学校法第64条第6項	私学部私学行政課	60			1	私立学校審議会の意見を聴くため
88	私立学校設置認可	学校教育法第4条第1項	私学部私学行政課	360	区、市（都 直轄でない 幼稚園に限 る。）	20	1	校舎の建築完了が認可の条件となる。

別表6 生活文化スポーツ局

項番	事務名	根拠法令等	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期間 内の日数)	区分	備考
89	私立学校廃止認可	学校教育法第1条第1項	私学部私学行政課	60	区、市(都直轄でない幼稚園に限る。)	20	1	私立学校審議会の意見を聴くため
90	私立学校設置者変更認可	学校教育法第4条第1項	私学部私学行政課	60	区、市(都直轄でない幼稚園に限る。)	20	1	私立学校審議会の意見を聴くため
91	私立学校収容定員に係る学則変更認可	学校教育法施行令第23条	私学部私学行政課	60	区、市(都直轄でない幼稚園に限る。)	20	1	私立学校審議会の意見を聴くため
92	私立学校広域通信制の課程に係る学則変更認可	学校教育法施行令第23条	私学部私学行政課	60	区、市(都直轄を除く。)	20	1	私立学校審議会の意見を聴くため
93	私立専修学校設置認可	学校教育法第130条第1項	私学部私学行政課	360	区、市(都直轄を除く。)	20	1	校舎の建築完了が認可の条件となる。
94	私立専修学校廃止認可	学校教育法第130条第1項	私学部私学行政課	60	区、市(都直轄を除く。)	20	1	私立学校審議会の意見を聴くため
95	私立専修学校課程の設置廃止、設置者変更、目的変更認可	学校教育法第130条第1項	私学部私学行政課	60	区、市(都直轄を除く。)	20	1	私立学校審議会の意見を聴くため
96	私立各種学校設置認可	学校教育法第4条第1項	私学部私学行政課	360	区、市(都直轄を除く。)	20	1	校舎の建築完了が認可の条件となる。

別表6 生活文化スポーツ局

項番	事務名	根拠法令等	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期間 内の日数)	区分	備考
97	私立各種学校廃止認可	学校教育法第1条第1項	私学部私学行政課	60	区、市（都 直轄を除く。）	20	1	私立学校審議会の意見を聴くため
98	私立各種学校設置者変更認可	学校教育法第4条第1項	私学部私学行政課	60	区、市（都 直轄を除く。）	20	1	私立学校審議会の意見を聴くため
99	私立各種学校収容定員に係る学則変更認可	学校教育法施行令第23条	私学部私学行政課	60	区、市（都 直轄を除く。）	20	1	私立学校審議会の意見を聴くため
100	監査報告書の添付免除申請	私立学校振興助成法第14条第3項	私学部私学行政課	15			1	
101	学校法人関係各種証明（特定公益増進法人であることの証明）	所得税法施行令、法人税法施行令、租税特別措置法	私学部私学行政課	3			3	
102	学校関係各種証明（卒業証明、成績証明、学則証明、隣校証明及び登録免許税非課税証明）	学校教育法施行規則、登録免許税法	私学部私学行政課	3			3	
103	私立学校の名称、位置及び学則変更届	学校教育法第131条、学校教育法施行令第21条の2、第21条の3	私学部私学行政課	6			3	
104	私立学校校地校舎取得届	学校教育法施行令第24条の3、第27条の2、第27条の3	私学部私学行政課	6			3	
105	私立学校校地校舎変更及び校舎改築届	学校教育法施行令第24条の3、第27条の2、第27条の3	私学部私学行政課	6			3	
106	学校法人の登記届、理事長（代表権のある理事）変更登記届、資産総額変更登記届、学校法人の理事変更届及び監事変更届	私立学校法施行令第1条第1項、第2項	私学部私学行政課	6			3	

別表6 生活文化スポーツ局

項番	事務名	根拠法令等	処理機関	標準処理期間(日)	経由機関又は受付機関	経由日数(標準処理期間内の日数)	区分	備考
107	東京芸術劇場施設等の使用承認(ホール、展示ギャラリー及び展示室)	東京文化会館及び東京芸術劇場条例第3条	文化振興部文化事業課	30	指定管理者		2	
108	東京芸術劇場施設等の使用承認(会議室及びリハーサル室)	東京文化会館及び東京芸術劇場条例第3条	文化振興部文化事業課	1	指定管理者		2	使用申込前に使用団体登録が必要
109	東京芸術劇場大ホールの定期使用承認	東京文化会館及び東京芸術劇場条例施行規則第5条	文化振興部文化事業課	30	指定管理者		2	
110	東京文化会館施設等の使用承認(大ホール及び小ホール)	東京文化会館及び東京芸術劇場条例第3条	文化振興部文化事業課	120	指定管理者		2	審査及び選考を行うため
111	東京文化会館施設等の使用承認(会議室及びリハーサル室)	東京文化会館及び東京芸術劇場条例第3条	文化振興部文化事業課	5	指定管理者		2	使用申込前に使用団体登録が必要
112	東京文化会館大ホール及び小ホールの定期使用承認	東京文化会館及び東京芸術劇場条例施行規則第5条	文化振興部文化事業課	120	指定管理者		2	東京文化会館施設等の使用承認(大ホール及び小ホール)の手続と併行して行うため
113	東京都江戸東京博物館施設等の使用承認	東京都江戸東京博物館条例第5条第1項	文化振興部文化事業課	10	指定管理者		2	企画展示室等は含まない。
114	東京都美術館施設等の使用承認(公募展示室及びギャラリー)	東京都美術館条例第3条第1項	文化振興部文化事業課	300	指定管理者		2	・使用申込前に使用団体登録が必要 ・審査及び抽選を行うため
115	東京都美術館施設等の使用承認(講堂及びスタジオ)	東京都美術館条例第3条第1項	文化振興部文化事業課	1	指定管理者		2	・使用申込前に使用団体登録が必要 ・随時受付の場合
116	東京都現代美術館施設等の使用承認	東京都現代美術館条例第3条第1項	文化振興部文化事業課	1	指定管理者		2	企画展示室等は含まない。

別表6 生活文化スポーツ局

項番	事務名	根拠法令等	処理機関	標準処理期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期間 内の日数)	区分	備考
117	東京都写真美術館施設等の使用承認	東京都写真美術館条例第6条第1項	文化振興部文化事業課	1	指定管理者		2	展示室等は含まない。
118	東京都写真美術館の所蔵作品等の特別閲覧の承認	東京都写真美術館条例第4条第1項	文化振興部文化事業課	5	指定管理者		2	
119	体育施設使用承認	東京都体育施設条例第5条	スポーツ施設部調整課	1	指定管理者		2	東京都体育施設条例施行規則別表3優先受付に係る使用を除く。
120	東京都障害者スポーツセンターの利用承認	東京都障害者スポーツセンター条例第8条	スポーツ施設部調整課	1	指定管理者		2	
121	特定計量器の検定	計量法第16条第1項、第70条	計量検定所	20			1	
122	車両等装置用計量器の装置検査	計量法第16条第3項、第75条	計量検定所	20			1	
123	基準器検査	計量法第102条第1項	計量検定所	30			1	
124	計量証明事業登録	計量法第107条	計量検定所	15			1	ただし、現地調査の日程調整に相応の時間を要した場合には、この限りでない。
125	計量証明検査	計量法第116条第1項	計量検定所	10			3	
126	適正計量管理事業所の指定	計量法第127条第1項、第2項、第3項、第128条	計量検定所	60			1	
127	指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定並びに更新	計量法第20条第1項、第28条の2、第117条第1項、第121条第2項	計量検定所	60			1	
128	指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の業務規程の認可	計量法第30条、第121条第2項	計量検定所	20			1	

89	管理計画の認定、更新及び変更（適合証がある場合）	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4（第5条の6第2項及び第5条の7第2項において準用する場合を含む。）	民間住宅部マンション課	14	1	長期修繕計画が複数ある場合は、7日を加算
90	管理計画の認定、更新及び変更（適合証がない場合）	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4（第5条の6第2項及び第5条の7第2項において準用する場合を含む。）	民間住宅部マンション課	30	1	長期修繕計画が複数ある場合は、30日を加算

別表十住宅政策本部 82の項中「住宅企画部民間住宅課」を「民間住宅部不動産課」に改め、同項を同表58の項から71の項までを83の項から76の項までとし、同表57の項中「住宅企画部マンション課」を「民間住宅部マンション課」に改め、同項を同表62の項とし、同表56の項中「住宅企画部マンション課」を「民間住宅部マンション課」に改め、同項を同表69の項とし、同表55の項中「住宅企画部マンション課」を「民間住宅部マンション課」に改め、同項を同表60の項とし、同表54の項中「住宅企画部総務課」を「住宅企画部企画総務課」に改め、同項を同表59の項とし、同表53の項中「住宅企画部総務課」を「住宅企画部企画総務課」に改め、同項を同表58の項とし、同表52の項中「住宅企画部総務課」を「住宅企画部企画総務課」に改め、同項を同表56の項とし、同表46の項から50の項までの規定中「住宅企画部民間住宅課」を「民間住宅部計画課」に改め、同表中46の項から50の項までを51の項から55の項までとし、同表45の項中「住宅企画部マンション課」を「民間住宅部マンション課」に改め、同項の次に次のように加える。

46	敷地分割組合設立の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第168条	民間住宅部マンション課	30	1	
47	定款又は事業計画の変更の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第183条	民間住宅部マンション課	30	1	
48	敷地分割組合の解散の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第186条	民間住宅部マンション課	20	1	
49	敷地権利変換計画の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第190条	民間住宅部マンション課	40	1	
50	敷地権利変換計画の変更の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第197条	民間住宅部マンション課	40	1	

別表十住宅政策本部を別表八住宅政策本部とし、別表十

一環境局を別表九環境局とし、別表十二福祉保健局を別表

十福祉保健局とし、別表十三産業労働局を別表十一産業労働

働局とし、別表十四中央卸売市場中14の項を削り、15の項を14の項とし、16の項を15の項とし、同表17の項中「水産」を「水産」に改め、同項を同表16の項とし、同表中18の項から38の項までを17の項から37の項までとし、同表を別表十二中央卸売市場とし、別表十五建設局を別表十三建設局とし、別表十六港湾局を別表十四港湾局とする。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 一筒月 五〇円
 (送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

